

第6編 緊急対応事態対応編

第6編 緊急対処事態対処編

第1章 想定する緊急対処事態

我が国に対して武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくいですが、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が高いと考えられる。

国は、基本指針において、緊急対処事態として4つの事態を想定している。

県は、この4つの事態を参考とし、地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を以下のとおり3つ想定しており、本市においても、同様の事態を緊急対処事態として想定する。

〔想定する事態〕

- (1) 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

第2章 緊急対処事態の対処措置

緊急対処事態においては、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定される。市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処について、原則として第2編から第5編に定めるところに準じて実施する。

なお、具体的な緊急対処保護措置は、県が緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するために策定した「緊急対処事態対応マニュアル」に準じて、「新座市緊急対処事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき実施する。